

2021年12月1日

お客さま各位

丸三証券株式会社

NISA口座「みなし廃止」のお知らせ

「令和3年度税制改正」により、2021年12月31日時点において2017年分の非課税管理勘定を開設されている方で以下に記載する所定の条件に該当されるお客さまについて2022年1月1日にNISA口座のみなし廃止手続きを行いますのでお知らせします。

なお、NISA口座みなし廃止予定のお客さまで、2022年以降も当社でNISA口座の利用をご希望される場合は、改めてNISA口座開設のお手続きが必要となりますので、お取引店の担当営業員へお申しつけください。

《NISA口座みなし廃止の対象となるお客さま》

- ① 2017年12月31日以前に、マイナンバー(個人番号)を告知せず、当社でNISA口座を設定されていること。
- ② 2018年以降に、当社でNISA口座あるいはつみたてNISA口座を設定されていないこと。

上記の①②の条件を満たすお客さまが対象となります。

※ 2018年以降に当社でNISA口座で買付可能な枠を設定されたお客さまは、マイナンバーの告知を頂いておりますので、商品の買付け等がなくともNISA口座の廃止対象ではありません。

※ みなし廃止の対象となる口座には、2022年1月1日時点で2022年の勘定の設定がないことから非課税口座廃止通知書は作成いたしません。

以上